

除染等関連業務共通仕様書(第2版)

令和8年4月

環境省

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 第1編 総則 | 1 |
| 1. 1 適用 | 1 |
| 1. 2 用語の定義 | 1 |
| 1. 3 除染特別地域における作業 | 4 |
| 1. 4 業務の着手 | 4 |
| 1. 5 調査職員 | 4 |
| 1. 6 管理技術者 | 4 |
| 1. 7 担当技術者 | 5 |
| 1. 8 適切な技術者の配置 | 5 |
| 1. 9 提出書類 | 5 |
| 1. 10 打合せ等 | 6 |
| 1. 11 照査技術者及び照査の実施 | 6 |
| 1. 12 業務計画書 | 7 |
| 1. 13 業務体制の確保 | 7 |
| 1. 14 業務に必要な資料の取り扱い | 7 |
| 1. 15 設計図書の貸与及び点検 | 8 |
| 1. 16 土地、建物等への立ち入り | 8 |
| 1. 17 成果物の提出 | 8 |
| 1. 18 関係法令及び条例等の遵守 | 8 |
| 1. 19 調査職員による確認 | 9 |
| 1. 20 検査 | 9 |
| 1. 21 業務の再委任 | 9 |
| 1. 22 守秘義務 | 10 |
| 1. 23 情報セキュリティにかかる事項 | 10 |
| 1. 24 行政情報流出防止策の強化 | 11 |
| 1. 25 安全等の確保 | 12 |
| 1. 26 事故報告 | 12 |
| 1. 27 現場発生品 | 13 |
| 1. 28 受注者相互の協力 | 13 |
| 1. 29 調査・試験に対する協力 | 13 |
| 1. 30 条件変更等 | 13 |
| 1. 31 契約変更 | 14 |
| 1. 32 履行期間の変更 | 14 |
| 1. 33 一時中止 | 14 |
| 1. 34 発注者の賠償責任 | 15 |
| 1. 35 受注者の賠償責任 | 15 |
| 1. 36 部分使用 | 15 |
| 1. 37 臨機の措置等 | 15 |

| | | | |
|--------|-----------------------|------|----|
| 1. 3 8 | 個人情報 | の取扱い | 15 |
| 1. 3 9 | 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 | 17 | |
| 1. 4 0 | 保険加入の義務 | 17 | |
| 1. 4 1 | 支給材料等 | 17 | |
| 1. 4 2 | 従事者名簿・身分証明書等 | 17 | |
| 1. 4 3 | 手当の支給 | 18 | |
| 1. 4 4 | 履行報告 | 18 | |
| 1. 4 5 | 従事者の管理 | 18 | |
| 1. 4 6 | 電離放射線に対する安全対策 | 18 | |
| 1. 4 7 | 後片付け | 19 | |
| 1. 4 8 | 周辺住民との調整 | 20 | |
| 1. 4 9 | 文化財の保護 | 20 | |
| 1. 5 0 | 官公庁等への手続き | 20 | |
| 1. 5 1 | 業務実施時期及び業務実施時間の変更 | 20 | |
| 1. 5 2 | 不可抗力による損害 | 20 | |
| 1. 5 3 | 特許権等 | 21 | |
| 1. 5 4 | 著作権等の扱い | 21 | |
| 1. 5 5 | 環境への配慮 | 21 | |
| 第2編 | 除染等工事監督支援業務 | 22 | |
| 2. 1 | 業務の目的 | 22 | |
| 2. 2 | 業務計画書 | 22 | |
| 2. 3 | 委託監督員（担当技術者） | 22 | |
| 2. 4 | 委託監督員（担当技術者）の資格 | 22 | |
| 2. 5 | 統括委託監督員（管理技術者） | 23 | |
| 2. 6 | 統括委託監督員（管理技術者）の資格 | 23 | |
| 2. 7 | 業務の内容 | 24 | |
| 2. 8 | 担当工事の設計図書の貸与及び点検 | 26 | |
| 2. 9 | 報告等 | 26 | |
| 2. 10 | 成果物 | 26 | |
| 第3編 | 同意取得支援業務 | 27 | |
| 3. 1 | 業務の目的 | 27 | |
| 3. 2 | 管理技術者の資格 | 27 | |
| 3. 3 | 業務の内容 | 27 | |
| 3. 4 | 成果物 | 32 | |
| 第4編 | 事後モニタリング業務 | 33 | |
| 4. 1 | 業務の目的 | 33 | |
| 4. 2 | 管理技術者の資格 | 33 | |
| 4. 3 | 業務の内容 | 33 | |
| 4. 4 | 成果物 | 35 | |

除染等関連業務共通仕様書(第2版)

第1編 総則

1.1 適用

1. 本除染等関連業務共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)は、環境省(福島地方環境事務所)の発注する除染関連業務の実施に関する共通的な仕様等を示し、契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じることが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 受注者は、信義に従って誠実に業務を履行し、調査職員の指示がない限り業務を継続しなければならない。ただし、契約書に定める臨機の措置を行う場合は、この限りではない。

1.2 用語の定義

1. 本仕様書において各条項に掲げる用語は、次の定義に定めるものの外、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)(以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)の定めるところによる。
2. 「除染等関連業務」とは、同意取得支援業務、除染等工事(解体工事、仮置場復旧工事を含む。)監督支援業務、仮置場等維持管理業務及びその他放射性物質汚染対処特措法に基づき実施される業務をいう。
3. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
4. 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
5. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
6. 「総括調査員」とは、業務の総括業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は、協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。)への報告を行い、主任調査員、調査員の指揮監督を行う者をいう。重要なものの処理及び重要な業務内容の変更とは、契約変更に係る指示、承諾等をいう。
7. 「主任調査員」とは、業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は協議の処理(重要なものを除く。)、業務内容の変更(重要なものを除く。)、総括調査員への報告及び調査員への指示を行う者をいう。
8. 「調査員」とは、業務を担当し、主に、総括調査員又は主任調査員が指示、承諾を行うための内容確

- 認及び総括調査員又は主任調査員への報告を行う者をいう。
9. 「検査職員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、検査を行う者をいう。
 10. 「監督職員」とは、発注者が定め当該工事の受注者に通知した者をいう。
 11. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
 12. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
 13. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、受注者が定めた者をいう。
 14. 「業務期間」とは、契約日から履行期限までの期間をいう。
 15. 「現場」とは、「除染等関連業務」を実行する場所、「除染等関連業務」の実施に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
 16. 「土地等」とは、「現場」に存在する土壌等の除染等の措置を実施しようとする土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件のうち、水域(河川、湖沼、ため池等)を除いたものをいう。
 17. 「権利者」とは、「現場」に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
 18. 「除染対象物」とは、除染等の措置を行う対象物(住宅地等、学校、公園(小)、公園(大)、大型施設、道路、法面、農地、草地、芝地、果樹園、森林等)をいう。
 19. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
 20. 「設計図書」とは、共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書をいう。
 21. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)を総称していう。
 22. 「共通仕様書」とは、業務を履行するうえで必要な技術的要求、業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
 23. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
 24. 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。
 25. 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。
 26. 「質問回答書」とは、入札説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
 27. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、業務の履行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。
 28. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得て書面に残すことをいう。
 29. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
 30. 「承諾」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し書面で申し出た事項について、発注者又は調査職員が書面をもって同意することをいう。
 31. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、業務の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。
 32. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、業務に関する書面又はその他の資料を提示して説明し、

- 差し出すことをいう。
33. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
34. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
35. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
36. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
37. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
38. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、口頭、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
39. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
40. 「書面」とは、手書き又は印刷物等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、必要に応じて署名又は捺印したものを有効とする。
- ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。
41. 「立会」とは、契約図書に示された項目において、調査職員が臨場し、その内容を確認することをいう。
42. 「書類等審査」とは、契約図書に示された事項において、臨場又は関係資料等により、その内容について契約図書との整合を確認することをいう。
43. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために、発注者と受注者が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
44. 「SI」とは、国際単位系をいう。
45. 「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系への移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。
46. 「除染等関連業務従事者」とは、除染関連業務に従事する者(東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(以下「除染電離則」という。)に定める除染等業務従事者及び特定線量下業務従事者に該当する者をいい、受注者、下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下同じ。)をいう。
47. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。
48. 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、その一部を再委任(下請負)する相手方(受任者)をいう。
49. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
50. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
51. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

1.3 除染特別地域における作業

1. 除染特別地域(放射性物質汚染対処特措法第 25 条第1項に基づき定められた地域をいう。以下同じ。)においては、水道、電気、ガス等のインフラが利用不可能な場合もあることから、作業の実施に際しては、必要な設備の準備を行うこと。
2. 除染特別地域においては、救急車、消防車及びその他緊急車両等の立入りが制限されることもあるため、事故や火災等の防止に努めるほか、緊急の事態に対応できるよう、必要な準備を行うこと。

1.4 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後、15 日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第1条に規定する行政機関の休日(以下、「休日等」という。))を含まない。)以内に業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

1.5 調査職員

1. 発注者は、業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、次に掲げる事項である。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) 契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

1.6 管理技術者

1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 受注者は、管理技術者を設計図書に定める資格要件を満たす者から選任しなければならない。

なお、除染等工事監督支援業務、同意取得支援業務、事後モニタリング業務については、第2編以降の各業務編で定められる資格要件を満たす者から選任しなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金額の請求及び受領、管理技術者等に対する措置に対する請求の受理、決定及び通知、請求、通知の受理並びに契約の解除に係る権限を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使できる。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(上記に示す行使できないとされた権限を除く。)を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

5. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
7. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
8. 管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

1.7 担当技術者

1. 受注者は、担当技術者として設計図書に定める資格要件を満たす者を配置しなければならない。
なお、除染等工事監督支援業務については、第2編の業務編に示す資格要件を満たす者を配置しなければならない。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

1.8 適切な技術者の配置

1. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務に関連する工事の受注者と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。
2. 調査職員は、必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。
 - (1) 技術者経歴・職歴
 - (2) 受注者との雇用形態
 - (3) 資本・人事面において関係があると認められると考えられる企業(建設業許可業者、製造業者等)の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項。

1.9 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日(休日等を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日(休日等を除く。)以内に、完了時は業務完了後、15 日(休日等を除く。)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。
 - (1) 受注者は、契約時において、予定価格が 1,000 万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報

を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。

- (2) 登録機関発行の「登録内容確認書」は調査職員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、15 日間(休日等を除く。)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

- (3) 本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1. 10 打合せ等

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 管理技術者は、別途特記仕様書に定めるところにより調査職員と打合せを行うものとし、その結果について書面(打合せ記録簿)に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
4. 本業務を予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合については、全ての打合せに管理技術者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するものとする。ただし、全ての打合せに管理技術者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

1. 11 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、照査が必要とされる業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、照査に関する事項を行うため、照査技術者を設置し、発注者に通知しなければならない。
2. 受注者は、照査技術者を次の各号のいずれかの要件を満たす者から選任しなければならない。
 - (1) 技術士(環境、建設又は総合技術監理部門(業務に該当する選択科目又は部門))
 - (2) RCCM(業務に該当する登録技術部門)
 - (3) その他、特記仕様書に定める者
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 照査技術者は、設計図書に定め又は調査職員の指示する業務の節目毎に、その成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者に提出するものとする。
6. 照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。
7. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえな

い理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

1. 12 業務計画書

1. 受注者は契約締結後 14 日(休日等を含む。)以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、本共通仕様書及び特記仕様書等を基に、次の内容について定めた業務計画書を策定し、調査職員に提出しなければならない。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針(情報セキュリティに関する対策を含む)
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 連絡体制(緊急時含む)
 - (7) 安全管理(放射線防護に関する事項を含む)
 - (8) 環境保全計画(汚染拡大防止方法を含む。)
 - (9) その他
3. 受注者は、業務計画書を遵守し業務に当たらなければならない。
4. 受注者は、業務計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該業務に着手する前に変更に関する事項について記した変更業務計画書を調査職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、調査職員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画書を提出しなければならない。

1. 13 業務体制の確保

1. 受注者は、業務計画が確実に実施できる執行体制を整備しなければならない。
2. 受注者は、調査職員と綿密な連携を取りつつ業務を遂行する必要があることから、通常の勤務時間内においては、常に、環境省福島地方環境事務所(業務に関係する支所を含む。以下同じ。)に出頭できる体制を整えなければならない。

1. 14 業務に必要な資料の取り扱い

1. 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。
2. 調査職員は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。
3. 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、直ちに調査職員に返却するものとする。
4. 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
5. 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
6. 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

1. 15 設計図書の貸与及び点検

第2編以降の各業務編による。

1. 16 土地、建物等への立ち入り

1. 受注者が調査のために第三者が所有する土地、建物等に立ち入る場合において、当該土地、建物等の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力し、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。

1. 17 成果物の提出

1. 受注者は、業務が完了したときは、設計図書及び第2編以降の各業務編に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。

1. 18 関係法令及び条例等の遵守

1. 受注者は、当該業務の関係諸法令及び条例等を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令及び条例等の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。
2. 受注者は、関係諸法令及び条例等を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
3. 受注者は、当該業務の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令及び条例等に照らし不相当であること又は矛盾していることが判明した場合には、直ちに調査職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
4. 受注者は、倫理及び技術の向上を図るため、以下の項目を実施し、その結果を発注者へ報告するものとする。
 - (1) 当該業務の管理技術者に対する、発注者が、倫理及び技術の向上を図るために実施する講習の受講(当該講習は毎年度、受講するものとする。)
 - (2) 当該業務に従事する者に対する社内講習及び関係法令及び条例等の遵守についての周知徹底。
5. 発注者は必要と認めるときは、受注者に対し関係法令及び条例等の遵守の状況について報告を求め、

又検査をすることができる。

1. 19 調査職員による確認

調査職員は、業務が業務計画書どおり行われているかどうかの確認をするために、必要に応じ作業現場に立入り、立会い、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

1. 20 検査

1. 受注者は、契約書の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を書類、記録及び写真等により行うものとする。
 - (1) 業務の成果物の検査
 - (2) 業務の管理状況の検査

1. 21 業務の再委任

1. 受注者は、業務の一部を再委任に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 再委任先が労働安全衛生法の適用を受けない個人事業主でないこと。
 - (2) 受注者が、業務の実施につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - (3) 契約締結前には、再委任先が具体的に特定されていること。なお、業務実施中にやむを得ない事由で新たに再委任する場合又は下請負者を変更する場合等は、事前に調査職員に協議すること。
 - (4) 下請負者が押印した見積書の金額が、受注者が作成する積算内訳書に正しく反映されていること。
 - (5) 下請負者が、「工事請負契約等に係る指名停止措置要領について」(令和2年12月25日環境発第2012255号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (6) 下請負者は、当該再委任を行う業務の実行能力を有すること。
2. 受注者は、次の各号の書類を、再委任先から徴し、又は受注者が作成して、調査職員に提出しなければならない。
 - (1) 受注者が作成する積算内訳書及び再委任先が押印した見積書
 - (2) 再委任に充てる労働者について、労賃単価が最低賃金以上であることを証する賃金台帳(再委任先が実質的に家族労働又はそれに類する場合であってこれらの書類が存在しないか、作成ができない又は困難である場合は、代替となる書類であっても差し支えない。)
 - (3) 再委任に充てる労働者について、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の賦課状況を示す各人別の一覧表

1. 22 守秘義務

1. 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、本業務の結果(本業務の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書に記載される者以外には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、本業務の遂行において貸与された情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

1. 23 情報セキュリティにかかる事項

1. 情報セキュリティ対策の提出

受注者は、業務の開始時に、当該業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について発注者に書面で提出すること。

2. 要機密性情報の取り扱い

受注者は、発注者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、本業務において受注者が作成する情報については、調査職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

3. 情報セキュリティの確保

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保すること。また、受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査職員の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

4. 要機密情報の廃棄

受注者は、調査職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、本業務において受注者が作成した情報についても、調査職員からの指示に従い適切に廃棄すること。

5. 情報セキュリティ対策の報告

受注者は、業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考)環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

1. 24 行政情報流出防止策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。
 - (1) 関係法令等の遵守
行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。
 - (2) 行政情報の目的外使用の禁止
受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。
 - (3) 社員等に対する指導
 - ア 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下、「社員等」という。)に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
 - イ 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
 - ウ 受注者は、発注者が再委任を認めた業務について再委任をする場合には、再委任先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。
 - (4) 契約終了時等における行政情報の返却
受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。
 - (5) 電子情報の管理体制の確保
 - ア 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者を1. 12で示す業務計画書に記載するものとする。
 - イ 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - ① 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ② 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ③ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策
 - (6) 電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保
受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。
 - ア 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
 - イ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
 - ウ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
 - エ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
 - オ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送
 - (7) 事故の発生時の措置
 - ア 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

イ この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

ウ 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

1. 25 安全等の確保

1. 安全に関する諸法令通達等の遵守他

受注者は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に業務の安全に留意して、災害の防止を図らなければならない。

2. 事故報告

受注者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、若しくは第三者に危害を及ぼす事故が発生した場合又はそれらの徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに調査職員に報告しなければならない。

3. 災害発生時

災害発生時においては、第三者及び従事者等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び調査職員に連絡しなければならない。

4. 安全巡視他

受注者は、業務の期間中、安全巡視を行い、業務にあたる現場及びその周辺の監視並びに関係者との連絡を行い、安全を確保しなければならない。

5. 災害防止に係わる遵守事項

受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

6. 爆発物等の危険物使用時

受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7. 自然災害に対する防災体制の確立

受注者は、業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 関係者及び関係機関との連絡

受注者と発注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、所轄消防署、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。

1. 26 事故報告

受注者は、業務の施工中に事故が発生した場合には、直ちに調査職員に通報するとともに、調査職員が

指示する様式で、指示する期日までに事故発生報告書を提出しなければならない。

1. 27 現場発生品

受注者は、業務の実施によって現場発生品が生じた場合は、調査職員に報告し指示を受けなければならない。

1. 28 受注者相互の協力

受注者は、業務の実施に当たっては、除染等工事又は関連工事(復旧関連工事を含む。)、並びに、本業務と関連のある除染関連業務等の受注者等と相互に協力し、実施しなければならない。

1. 29 調査・試験に対する協力

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、調査職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

1. 30 条件変更等

1. 受注者は、業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに調査職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面及び仕様書が一致しないこと。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 作業現場の形状、地質、湧水等の状態、作業実施上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な実施条件と実際の作業現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない作業実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
2. 調査職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
3. 調査職員は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4. 3. の調査の結果において1. の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 1. (1)から(3)までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - (2) 1. (4)又は(5)に該当し設計図書を変更する場合で業務目的物の変更を伴うものは発注者が行う。
 - (3) 1. (4)又は(5)に該当し設計図書を変更する場合で業務目的物の変更を伴わないものは調査職員と受注者とが協議して発注者が行う。
5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認め

られるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

6. 発注者は、前条の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

1. 31 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務請負契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により請負代金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 1. 30(条件変更等)の規定に基づき、調査職員が受注者に指示した事項
 - (2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

1. 32 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して業務等の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

1. 33 一時中止

1. 次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による業務の中断については、1. 37の規定により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた

場合

- (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

1. 34 発注者の賠償責任

発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 成果物の引渡し前に成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害及び業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

1. 35 受注者の賠償責任

受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 成果物の引渡し前に成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害及び業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であり、契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

1. 36 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途業務の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

1. 37 臨機の措置等

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。
2. 調査職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象に伴い、業務の品質の確保及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1. 38 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報(個人情報及びマイナンバーを含む特定個人情報)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するためのそれらの情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害す

ることのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)その他の関係法令に基づき、個人情報等の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、本契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するために調査職員から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委任の禁止

受注者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するための個人情報については自ら扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委任してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従うものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、本契約による事務を処理するために調査職員から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約の終了後又は解除後速やかに調査職員に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、調査職員が廃棄又は消去などの別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

調査職員は、受注者における個人情報の管理の状況について適宜確認することができる。また、調査職員は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、本契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、1. 12で示す業務計画書に記載すること。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保

護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1. 39 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

1. 40 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任をもって適正な補償をしなければならない。

1. 41 支給材料等

1. 受注者は、発注者から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 受注者は、業務完了時(完了前にあっても業務工程上、支給品の精算が行えるものについては、その時点。)には、支給品精算書を調査職員に提出しなければならない。
4. 受注者は、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を、その使用予定日の14日前までに調査職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、不用となった支給材料又は貸与品の返還については、調査職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

1. 42 従事者名簿・身分証明書等

1. 受注者は、除染等関連業務従事者について従事者名簿を作成し、当該除染等関連業務従事者が業務に従事する前に、当該従事者名簿に職種、氏名、年齢等を登録しなければならない。
2. 受注者は、除染等関連業務従事者が業務に従事しなくなった時は、速やかに、当該除染等関連業務従事者に係る登録を解除しなければならない。
3. 受注者は、除染特別地域で作業する除染等関連業務従事者のうち、除染電離則に基づく除染等業務又は特定線量下業務に従事する者に対して、放射線管理手帳を取得させなければならない。
4. 受注者は、除染特別地域で作業する除染等関連業務従事者について、身分証明書交付願を発注者に提出し、作業に従事する前に身分証明書の交付を受けなければならない。

5. 受注者は、除染特別地域で作業する除染等関連業務従事者に対し、その業務中は、前項の身分証明書を常に携帯させるようしなければならない。
6. 受注者は、業務完了時から10日以内に、全ての身分証明書を発注者に返却しなければならない。
7. 受注者は、身分証明書の紛失、盗難等があった場合は、速やかに発注者に届け出ること。
8. 受注者は、除染特別地域で作業する除染等関連業務従事者について、腕の見やすい所に腕章を着用させなければならない。

1.43 手当の支給

1. 受注者は、除染特別地域内において作業する除染等関連業務従事者(外業に限る。)に対し、労賃(所定内給与)と別に、特殊勤務手当として、東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9—30(特殊勤務手当)の特例(平成23年人事院規則9—129)に定める手当額(1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額)を支給しなければならない。ただし、本業務と同程度に特殊な勤務に就くことを前提としている者について、その労賃の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを合理的に説明できる場合は、この限りではない。
2. 受注者は、除染等関連業務従事者に係る労働条件通知書(労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面)に、特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう周知する等必要な措置を講じなければならない。
3. 受注者は、1.の特殊勤務手当を支給している場合(1.において、労賃の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを発注者が認めた場合も含む。)は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、調査職員が指定する書類に賃金台帳等の書類を添付して、業務終了後速やかに、調査職員に提示しなければならない。

1.44 履行報告

受注者は、業務の契約書の規定に基づき履行状況を調査職員に報告しなければならない。

1.45 従事者の管理

1. 受注者は、除染等関連業務従事者の雇用条件、賃金及び手当の支払状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、除染等関連業務従事者に対し、適時、安全対策、放射線防護対策、衛生管理及び避難指示区域の特性を踏まえた対応(単独行動の禁止、防犯体制、事故・事件・渋滞への対応等)の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に履行されるように管理しなければならない。

1.46 電離放射線に対する安全対策

1. 受注者は、除染電離則及び除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン及び特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン(以下2つを合わせて「除染電離則ガイドライン」という。)に従って、必要十分な保護衣、保護具等を使用することとし、過度な保護衣、保護具等の使用により廃棄物の発生量の増大を招かないようにすること。
2. 受注者は、除染特別地域で作業する除染等関連業務従事者の電離放射線に対する安全対策につ

いて、除染電離則及び除染電離則ガイドラインに基づき、適切な措置を講じなければならない。

3. 受注者は、除染特別地域で作業する除染等関連業務従事者が受ける外部被ばくによる線量について、除染電離則に定められた方法により、測定及びその結果の確認、記録等をしなければならない。ただし、除染特別地域で作業する除染等関連業務従事者が、1日における外部被ばくによる線量が1cm線量当量について1mSvを下回る現場でのみ作業を行う場合は、作業班の作業を指揮する者は、代表して、除染電離則第5条第1項、第25条の4第1項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。
4. 受注者は、除染特別地域で作業する除染等関連業務従事者が受ける内部被ばくによる線量について、除染電離則第5条第2項及び第3項に定められた規定に従い、測定又は検査及びその結果の確認、記録等をしなければならない。なお、当該検査により得られた記録の預託実効線量が1mSv未満の場合は、定量下限値以下である旨を記録すること。
5. 受注者は、前項の線量測定を行う場合には、発注者が指定するホールボディカウンタを、無償で利用することができる。その場合には、発注者に対し、利用する除染等関連業務従事者の氏名等必要な情報を、十分な時間的猶予をもって通知しなければならない。なお、ホールボディカウンタが設置されている場所(福島県内)までの交通費等は受注者の負担とする。
6. 受注者は、受注者が行う他の除染等関連業務(除染特別地域におけるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に現に従事している除染等関連業務従事者が本業務に従事する場合又は本業務に現に従事している除染等関連業務従事者が受注者が行う他の除染等関連業務に従事する場合であって、あらかじめ調査職員に届出を行った場合には、当該除染等関連業務従事者について、1. 42 従事者名簿・身分証明書等に定める従事者名簿の登録時又は解除時(当該登録又は解除時が前回の測定から1年を越えない場合に限る。)の内部被ばくによる線量について、測定又は検査及びその結果の確認、記録等は行わなくてもよい。
7. 前項の場合において、受注者は、両方の除染等関連業務従事者名簿を一体的に管理しなければならない。
8. 受注者は、除染特別地域で作業する除染等関連業務従事者が線量計を紛失した場合その他外部被ばくによる線量の記録ができなかった場合には、当該除染等関連業務従事者が属する作業班の作業を指揮する者の線量の測定結果を参考値として記録するとともに、速やかに、次回記録時以降に記録が可能となるよう線量計の調達等必要な措置を行うこと。
9. 受注者は、除染電離則に基づき除染特別地域で作業する除染等関連業務従事者の線量を算定した場合において、男性の除染等関連業務従事者又は妊娠する可能性がないと診断された女性の除染等関連業務従事者の実効線量が1年間につき20mSvを超えた場合には、その原因及び今後の見通しについて、調査職員に報告すること。
10. 受注者は、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン第8の2(3)の規定に基づく「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」について、①放射線管理手帳の統一的運用、②線量の登録、経歴照会等の実施、③線量記録及び検診結果の引き渡しの全てに参加すること。

1. 47 後片付け

受注者は、業務の全部又は一部の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮

設物を片付けかつ撤去し、現場及び業務に係る部分を清掃し、整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、検査に必要な足場、はしご等は、調査職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1. 48 周辺住民との調整

1. 受注者は、業務の実施に当たり、周辺住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
2. 受注者は、地元関係者等から業務の実施に関して苦情があった場合において、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
3. 受注者は、業務の実施上必要な地方公共団体、周辺住民等との交渉を、自らの責任において行うものとする。この場合において、受注者は、交渉に先立ち調査職員に報告するとともに、誠意をもって対応しなければならない。
4. 受注者は、前項の交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書等により記録しておくとともに、状況を随時調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1. 49 文化財の保護

受注者は、業務の履行にあたって、文化財の保護に十分注意しなければならない。

1. 50 官公庁等への手続き

1. 受注者は、業務期間中、関係官公庁その他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、業務の実施に当たり受注者の行うべき関係官公庁その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、調査職員の指示を受けなければならない。
3. 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に調査職員に報告しなければならない。

1. 51 業務実施時期及び業務実施時間の変更

1. 受注者は、設計図書に業務実施時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議をするものとする。
2. 受注者は、設計図書に業務実施の時期及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を記載した書面を調査職員に提出しなければならない。

1. 52 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)と思われる場合には、直ちに「天災その他の不可抗力による損害通知書」により調査職員に報告するものとする。
2. 前項に規定する「当該基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上

- イ 1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上
 - ウ 連続雨量(任意の72時間における雨量をいう。)が150mm以上
 - エ その他設計図書で定めた基準
- (2) 強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上あった場合
 - (3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合 地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
 - (4) 河川沿いの施設にあつては、河川のはん濫注意水位以上、又はこれに準ずる出水により発生した場合
3. 「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、災害防止等のために必要な予防措置を行ったとは認められないもの、又は、災害の一因が不適切な業務の実施等受注者の責によるとされるものをいう。

1. 53 特許権等

受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により調査職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。

1. 54 著作権等の扱い

- 1. 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、発注者に帰属するものとする。
- 2. 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物等」という。)の著作権等は、当該著作者等に帰属するものとする。
- 3. 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担をするとともに、使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

1. 55 環境への配慮

- 1. 受注者は、業務に伴う騒音振動等の対策について、関係法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、業務計画及び業務の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2. 受注者は、環境への影響が予測される、又は発生した場合、直ちに調査職員に報告し、調査職員の指示に従わなければならない。
- 3. 受注者は、環境省「環境配慮の方針」及び「環境マネジメントシステム」の方針に基づき、環境影響の低減を図るため、環境に配慮した業務計画を計画書に記載し、これを実施すること。

(参考)環境省「環境配慮の方針」

https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/hairyo/index.html

(参考)環境マネジメントシステム

<https://www.env.go.jp/info/manage/index.html>

第2編 除染等工事監督支援業務

2.1 業務の目的

本編は、除染等工事、解体工事、仮置場復旧工事、廃棄物関連工事及び業務に係る監督支援業務に適用する。

本業務は、除染等工事、解体工事、仮置場復旧工事を円滑に推進させるとともに、効果的・効率的な除染を行うために、本除染等工事を監督する調査職員等に対し、必要な支援・補助を行うこと及び設計変更に伴う数量計算書等のチェックや積算技術支援を行うことを目的とする。

2.2 業務計画書

受注者は、1. 12によるものの他、次の内容について定めた業務計画書を策定し、調査職員に提出しなければならない。

- (1) 確認調査計画
- (2) 技術提案確認調査計画
- (3) その他

2.3 委託監督員(担当技術者)

1. 「委託監督員」とは、調査職員等に対して必要な支援・援助を行うことを目的として補助業務を委託する監督員であり、除染等工事の監督補助を行う担当技術者をいう。
2. 担当技術者は、2. 7業務の内容で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係る次の事項について適切に行わなければならない。
 - (1) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。
 - (2) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
 - (3) 業務の実施にあたって、関係法令等、業務対象工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。
3. 担当技術者は、2. 7のうち管理技術者から指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるほか、工事受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。

2.4 委託監督員(担当技術者)の資格

1. 受注者は、委託監督員として次のいずれかの要件を満たす者を配置しなければならない。
 - (1) 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とする者に限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とする者に限る。))又は水産部門(選択科目を「水産土木」とする者に限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」とする者、若しくは「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とする者に限る。))
 - (2) 技術士補(技術士と同様の部門に限る。)
 - (3) 一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士
 - (4) RCCM(技術士部門と同様の部門に限る。)
 - (5) 平成29年度以降に土木工事又は土木建築コンサルタント業務の実務経験3年以上

- (6) 環境省発注の除染等工事監督支援業務又は福島県内の市町村が発注する除染工事・業務の監理、監督に係る業務の実務経験が6か月以上
 - (7) 第1種放射線取扱主任者免状若しくは第2種放射線取扱主任者免状を有する者又は次に掲げる専門教育機関等の講習を受講し、放射線測定の実務経験が6か月以上 ある者
 - ア 国立研究開発法人(旧独立行政法人)日本原子力研究開発機構が行う放射線防護コース(旧:放射線防護基礎過程)、放射線安全管理コース(旧:ラジオアイソトープコース)、放射線基礎課程、旧放射線管理コース、旧RI・放射線初級コース、旧 RI・放射線上級コース
 - イ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子生命・医学部門(旧独立行政法人放射線医学総合研究所)が行う放射線防護課程、放射線影響・防護応用課程、放射線影響・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程
 - ウ 日本原子力発電株式会社が行う放射線管理入門コース、旧原子力発電所の放射線管理員養成コース
 - エ 公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理計測講座
 - オ 原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習
 - カ 厚生労働省委託「原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理指導事業」における「管理者教育」
 - (8) 環境省発注の除染等工事又は除染関連業務における6か月以上の放射線測定業務経験
 なお、(5)～(8)の担当技術者の総数は全体の3分の1を超えないものとする。
2. 受注者は、委託監督員等を定めたときは、氏名その他必要な事項を、業務の着手前に、調査職員に対し、書面により報告しなければならない。委託監督員等を変更した場合も同様とする。
 3. 委託監督員は再委任できるものとする。ただし、統括委託監督員を再委任してはならない。

2.5 統括委託監督員(管理技術者)

1. 「統括委託監督員」とは、委託監督員のうち、本業務の管理及び統括を行う者であり、1. 6の規定に基づき、受注者が定めた管理技術者をいう。
 「委託監督員等」とは、統括委託監督員及び委託監督員を総じていう。
2. 管理技術者は、1. 6に示す業務のほか、次に示す業務を実施しなければならない。
 - (1) 工事管理
 管理技術者は、対象工事毎に契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認しなければならない。

2.6 統括委託監督員(管理技術者)の資格

受注者は、統括委託監督員として、次のいずれかの要件を満たす者を配置しなければならない。

- (1) 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とする者に限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とする者に限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とする者に限る。))、又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」とする者、若しくは「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とする者に限る。))
- (2) 一級土木施工管理技士
- (3) RCCM(技術士部門と同様の部門に限る。)

2.7 業務の内容

受注者は、別途特記仕様書に定める除染等工事ごとに契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料を把握・確認の上、以下に掲げる監督支援業務を行うことを基本とするが、除染等工事の特殊性に鑑み、必要な事項の追加・削除について調査職員と協議の上、決定するものとする。

1. 除染等工事の契約の履行に必要な資料の作成等

- (1) 受注者は、除染等工事の設計図書等に基づき、調査職員が除染等工事受注者に対して指示、協議を行う際に必要とする資料の作成を行う。
- (2) 受注者は、除染等工事受注者から提出(報告、承諾及び協議事項)された資料と設計図書等との照合を行い、報告するものとする。
- (3) 受注者は、次に掲げる項目がある場合には、現地の確認及び調査、検討に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。)の作成を行い、報告するものとする。
 - ア 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が現場条件と一致しないこと。
 - イ 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - ウ 設計図書の表示が明確でないこと。
 - エ 除染対象物の状況、除染実施上の制約等設計図書に示された除染条件と実際の除染現場が一致しないこと。
 - オ 設計図書で明示されていない除染条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。
 - カ 除染等工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められること。

2. 業務対象除染等工事の実施状況の照合等

- (1) 受注者は、使用機材(支給機材等を含む。)について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
- (2) 受注者は、除染状況(段階確認)について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
- (3) 受注者は、除染状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を除染等工事受注者に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。
- (4) 受注者は、不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。
- (5) 受注者は完成検査等の受検書類について指示・協議・提出等の資料の照合を行うものとする。

3. 地元及び関係機関との協議に必要な資料の作成

受注者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。)の作成及び立会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。

4. 除染検査等への臨場

受注者は、調査職員の指示に従い、調査職員等のもと、事前調査、中間除染検査、終了検査、事後調査等に臨場するものとする。

5. 確認調査

- (1) 受注者は、除染等工事共通仕様書及び調査職員の指示に基づき、除染等の措置が完了した区域又は区間内における次の各号に掲げる対象の一部について、当該対象物に対して実施した除

染等の措置と同じ方法で、除染等工事受注者に再度除染等の措置を実施させ、その結果を確認する調査(以下「確認調査」という。)を実施させなければならない。

なお、確認調査の対象面積は、次の各号に掲げる対象ごとに、それぞれの総面積の1パーセント程度の割合とする。

ア 建築物

イ 住宅地等の庭等のうち舗装されている場所

ウ 学校、小規模な公園、大規模な公園及び大型施設のグラウンド等のうち舗装されている場所

エ 舗装された道路

- (2) 受注者は、確認調査の開始前において工期及び確認調査対象物等を勘案し、安全対策を含めた確認調査計画書(実施方法、スケジュール)を策定し、調査職員の承諾を得なければならない。確認調査の評価方法については、調査職員が受注者に通知する。
- (3) 受注者は、確認調査計画書を遵守して確認調査を実施し、その結果を速やかに調査職員に報告しなければならない。
- (4) 確認調査の結果、表面汚染密度の大幅な低下が認められた場合には、調査職員が除染等工事実施者へ再除染等の措置を指示する。但し、表面汚染密度の大幅な低下の原因が、再汚染等の責に帰せない場合はこの限りでない。

6. 技術提案確認調査

- (1) 受注者は、除染等工事受注者が実施する技術提案の確認調査について、調査開始前に下記の各号を勘案し、安全対策を含めた技術提案確認調査計画書(実施方法、スケジュール)を策定し、調査職員の承諾を得なければならない。技術提案確認調査の評価方法については、調査職員が受注者に通知する。

ア 除染等工事受注者は、入札時に提出した技術提案が認められている場合、当該技術提案に従った除染等の措置を講じる。

イ 除染等工事受注者は、入札時に「本工事を実施するにあたっての除染等の措置又は除去土壌等の処理に関する新たな技術提案に関する事項」について提案をしている場合は、当該技術に係る除染実施前の表面汚染密度に対する除染実施後の表面汚染密度の比等の目標値を設定する。

- (2) 受注者は、技術提案確認調査計画書を遵守し作業にあたらなければならない。
- (3) 受注者は、技術提案確認調査計画に重要な変更が生じた場合には、変更に関わる業務の着手前に変更技術提案確認調査計画書を調査職員の承諾を得なければならない。
- (4) 除染等工事受注者が技術提案に従った除染等の措置を実施した結果、目標値を達成することが出来なかった場合には、調査職員が除染等工事受注者に対して、目標値の達成を実現することが可能な追加的な措置等を指示する。なお、当該追加措置については、設計図書及び工期の変更の対象とはしないものとする。

7. 設計変更支援

受注者は、除染等工事受注者が下記の設計変更をする場合には、その内容を確認し、調査職員に報告するものとする。また調査職員から指示のある場合には必要な資料を作成すること。

- (1) 数量変更に伴う根拠資料の確認及び当該変更に係る数量計算書等のチェック
- (2) その他調査職員から別途指示のあるもの

8. 除染等工事受注者の講じる安全対策等の監視等

受注者は、除染等工事受注者の講じる安全対策等の監視を行うほか、自らの業務においても、安全を確保するために計画・実施する具体的な計画を作成し、業務計画書に記載するとともに、次の各号に掲げる内容を含めた安全教育及び安全訓練等を実施しなければならない。

- (1) 当該業務内容等の周知徹底
- (2) 業務における安全対策等の周知徹底
- (3) 当該現場で予想される事故対策
- (4) 当該業務における災害対策訓練
- (5) その他、安全訓練等として必要な事項

9. その他

受注者は、上記条項において除染等工事契約上重大な事案が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時には調査職員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

2. 8 担当工事の設計図書の貸与及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加貸与するものとする。

2. 9 報告等

作業日報を添付した監督日誌を作成するものとする。

なお、報告書については、提出に先立ち、調査職員の確認を受けるものとする。

2. 10 成果物

工事監督支援業務の成果物は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 引継事項記載書

第3編 同意取得支援業務

3.1 業務の目的

本編は、同意取得支援業務に適用する。

本業務は、「放射性物質汚染対処特措法」に基づき除染を行うに当たり、除染作業前の事前物件調査（土地等の調査等。以下「事前調査」という。）を行い、権利者に対する同意書案を作成し、除染等の措置（以下「除染」という。）の内容・方法に関する説明を行うとともに、これに基づいて国が除染の実施に対する同意を関係人から得る際の支援及びこれらに付随する業務を行うものである。

3.2 管理技術者の資格

1. 受注者は、管理技術者として次のいずれかの要件を満たす者を配置しなければならない。
 - (1) 技術士
 - (2) 一級建築士
 - (3) 一級土木施工管理技士
 - (4) RCCM
 - (5) 第1種放射線取扱主任者
 - (6) 一級建築施工管理技士
2. 管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3.3 業務の内容

1. 事前調査

(1) 放射線モニタリング調査

ア 調査区域について、放射線モニタリング調査に先立ち、私有地に立ち入らない範囲で現地調査を行い、地域の状況、土地及び除染対象物等の概況を把握するものとする。

イ 放射線モニタリング調査は、調査区域内の公有地・私有地に立ち入って行うこととする。ただし、私有地については、立ち入りに関する同意が得られている範囲で行うこととし、調査を行う際には、あらかじめ立ち入りに関する同意の取得状況を調査職員に確認したうえで行うものとする。

ウ 調査区域の除染対象物ごとに、除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版（平成30年3月追補）、環境省）（以下、「除染関係ガイドライン」という。）及び下記に従い、放射線モニタリング調査を行う地点（以下「測定点」という。）を決定するものとする。

なお、測定結果は、行政機関や関係機関に示すこととなるため、除染対象物の中から代表性を有するものを測定点として選定すること。

- ① 家屋・建物と、その敷地：敷地内の屋外に5点、当該測定点における測定値の平均が、当該敷地内において、人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される場所における空間線量率の代表値とすることが概ね妥当であると考えられる地点を選定すること
- ② 道路、歩道、側溝など：30m 毎に1箇所
- ③ 農地、田畑：30m メッシュに区画し、区画毎に1箇所
- ④ 森林：林縁部から森林側に10m 入った場所において、50m 毎に1箇所

⑤ その他原野等:概ね 900m²に1点

エ 測定点を地図上に図示し、作業実施計画として作成し、調査職員の了解を得るものとする。

オ 測定点において、除染関係ガイドライン及び除染等工事共通仕様書第6章第1節放射線測定に従って、空間線量率を測定し、その結果を記録するものとする。

また、降雨や積雪など悪天候の際に測定を実施する場合は、事前に調査職員と協議するものとする。

なお、調査に当たっては、線量測定・管理に関するシステムを用いて情報の一元管理を行うこととし、測定点は、座標で管理するものとする。

カ 測定点については、除染後も同一の測定点で同じ方法・測定器を用い、除染前の測定結果と比較可能な形で放射線モニタリングを実施できるよう、当該測定位置及び検出器の方向(原則東向きとする。)に加えて、当該測定に使用した測定器の情報を図面、写真等で記録するものとする。写真は測定位置が特定できるよう目印となる建物等が写るように撮影すること。

(2) 土地建物調査

ア 調査区域について、土地等の調査に先立ち、私有地に立ち入らない範囲で現地調査を行い、土地等の概況を把握するものとする。

イ 土地等の調査は、公有地・私有地に立ち入って行うこととする。私有地については、立ち入りに関する同意が得られている範囲で行うこととし、調査を行う場合には、あらかじめ立ち入りに関する同意の状況を調査職員に確認した上で行うものとする。

ウ 除染対象物のうち建物については、震災等の影響ですでに建物が全壊、半壊、一部損壊などを起こしている可能性があることから、建築士、又は応急危険度判定士により、外部から目視等により建物等の状況を調査し、高圧洗浄や屋根に上って行う除染を実施することが可能か確認し、その結果を記録すること。

エ 除染対象となる建物について、次により写真を撮影し、建物ごとに写真台帳を作成するものとする。

① 写真撮影 四方からの外部及び屋根の写真を、原則として30枚程度撮影する。

② 写真台帳 ①で得た写真について、写真番号を付して整理し、撮影の位置、方向及び写真番号を記載した写真撮影方向図を添付し、撮影年月日を記入する。

オ 前号の建物に損傷箇所があると認められる場合には、損傷箇所について、原則として、次の部位別に、それぞれ定められた方法で詳細な調査を行うものとする。

なお、必要に応じ、ひび割れ状況の画像解析等による二次判定等を行うものとする。

① 外壁:亀裂等が発生しているときは、四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等を記録する。

② 屋根:亀裂又は破損等が発生しているときは、その損傷の程度を計測する。

③ 外構:門、柵、塀等に損傷が発生しているのを発見したときは、その状況等の調査を行う。

カ エの調査は、デジタルカメラを使用し、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黑板等と同時に撮影するものとする。

なお、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチにより行うものとする。

また、スケッチに加え、必要に応じて高所作業車やドローン等を用いた高所等からの撮影等

を行うものとする。

- ① 調査番号、建物等の番号及び権利者の氏名
- ② 損傷名及び損傷の程度
- ③ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

キ 前号の調査の結果は、建物ごとに、建物等の権利者名、建物の概要、損傷の状況を記載して作成するものとする。写真は、撮影したものをプリントアウトし、所定の記載を行ったうえでファイルするものとする。

ク 除染対象となる設備(家畜の飼育施設、営業を目的に設置されているもの(テニスコート、ゴルフ場、遊園地等)、間接的に営業に必要となるもの(駐車場、運動場など)等当該施設が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。ただし、建物として取り扱うことが相当と認められるものを除く。)について、次により写真を撮影し、原則として、当該設備の権利者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- ① 写真撮影 当該設備の概要が把握できる写真の撮影
- ② 写真台帳 ①で得た写真について、写真番号を付し整理し、撮影の位置、方向及び写真番号を記載した写真撮影方向図を添付し、撮影年月日を記入する。

ケ 前号の設備に損傷箇所があると認められる場合には、損傷部分について詳細な調査を行うものとする。その場合には、デジタルカメラを使用し、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影するものとする。

なお、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが相当と認められる箇所については、スケッチにより行うものとする。

また、スケッチに加え、必要に応じて高所作業車やドローン等を用いた高所等からの撮影等を行うものとする。ただし、写真撮影が困難なものについては姿図とすることができるものとする。

なお、必要に応じてひび割れ状況の画像解析等による二次判定等を行うものとする。

- ① 調査番号、設備の番号及び権利者の氏名
- ② 損傷名及び損傷の程度
- ③ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

コ クの調査の結果は、設備ごとに、設備の権利者名、概要、損傷の状況を記載して作成するものとする。写真は、撮影したものをプリントアウトし、所定の記載を行ったうえでファイルするものとする。

サ 除染対象地域に留置されている自動車、農耕機具等について、次により写真をデジタルカメラで撮影し、写真台帳に記録するものとする。

- ① 写真撮影 概要が把握できる写真及びその権利者が判断できる部分の写真の撮影
- ② 写真台帳 ①で得た写真について、写真番号を付し整理し、撮影の位置、方向及び写真番号を記載した写真撮影方向図を添付し、撮影年月日を記入する。

また、留置されていた所在地、権利者の氏名又は名称(代表者の氏名)、住所又は所在地及び電話番号(把握できる場合に限る。)を調査し、その結果を記載する。

シ 除染対象物となる土地、建物について平面図、立面図を作成すること。

(3) 除染作業の同意書案の作成

ア (1)及び(2)の結果をもとに、除染対象物の細目ごとに、除染関係ガイドライン等環境省が示す

方法に沿った除染方法を検討し、権利者ごとにとりまとめること。この場合、除染対象物のとりまとめに当たっては、除染対象物に関する地図、写真等の情報を一元的に管理して行うものとする。また、航空写真等を用いて資料を作成するものとする。

- イ 除染対象物については、アの取りまとめの結果及び除染対象物の写真(建物については4方向からの写真を含むこと。)を添付した除染作業の実施に関する同意書案を、調査職員と協議の上作成するものとする。

2. 同意取得支援

(1) 説明

- ア 関係人名簿に基づき、個々の関係人に係る除染対象物が存する場所(以下、単に「現地」という。)において、当該関係人に対し、現地の除染対象物と照らして除染同意書案を対面で説明し、除染同意書案に記載された内容・方法による除染を実施することについて、協力と同意を求める(以下、「現地説明」という。)

ただし、関係人が現地説明を経ずに除染同意書案に同意することについて、権利関係が明白であるなど、特段の支障がない場合であって、発注者と関係人が双方合意する場合は、当該関係人及び除染対象物に係る現地説明は行わないものとする。

- イ 現地説明に関係人の参加を得るため、①に先立ち、各関係人に電話その他の方法で、現地説明の目的等を説明し、現地説明の日時、同行者、交通手段その他必要な事項について調整を行い、了解を得る。

- ① 関係人のスクリーニングが必要な場合には、受注者において、必要な事項について調整を行うこと。
- ② 関係人から、現地説明を行う場所までのバス等の交通手段の提供を求められた場合は、効率的な計画のもとに、その手配を行うこと。
- ③ 受注者は、現地説明に立ち会った関係人に立会謝金として原則として公共工事設計労務単価に基づく軽作業員の半日分の金額を支払わなければならない(複数回立ち会うことになった場合でも立会謝金の支払いは1回限りとする。)

帰還困難区域に立ち入る場合には、受注者は関係人に対し東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例(平成 23 年人事院規則9-129)に定める手当を支払うとともに、そのことを記録しなければならない。

また、立会謝金の支払いについて記録を残さなければならない。現地説明に立ち会う関係人は、各世帯につき1人と想定している。

- ④ その他、調査職員の指示を仰ぎつつ、関係人の現地への到着・誘導、現地からの帰還等が円滑に行われるよう必要な業務を実施する。

- ウ 現地説明は以下のように行う。

- ① 関係人に対する説明は、2名以上の者を一組として行うこととし、除染同意書案を基に除染の内容・方法について十分な理解が得られるよう、環境省が示す手引き等により、十分な説明を行うものとする。
- ② 関係人に対して屋内(関係人が建物の占有者である場合に限る。)及び屋外における放射線の測定の意向を確認し、関係人が測定を希望する場合には、除染関係ガイドラインに定

める測定機器を用いて、当該関係人が所有する土地等の屋内外における空間線量率の測定を行い、測定の結果を測定の条件(位置、天候、測定対象物の表面状態、測定機器の型式・製造番号等)とともに記録し、除染同意書案に添付する。

なお、測定点数は、屋外、屋内とも5点程度と想定している。

- ③ 測定点について、除染後にも同一の測定点で放射線モニタリング調査ができるよう、その位置を図面、写真等で記録し、除染同意書案に添付するとともに、関係人の了解を得た上で、測定点に目印をつける。
- ④ 関係人が示す情報により、除染同意書案による内容・方法で除染を行うことが困難と認められる場合であって、除染実施計画に基づき、環境省が示す除染等ガイドライン等に適合する範囲において、除染同意書案の内容・方法の変更が必要と認められる場合は、調査職員の指示を求め、その指示に基づいて、除染同意書案の修正を行う。
- ⑤ 関係人から追加的な情報があった場合や除染作業に際しての主張や要望がなされた場合は、調査職員の指示を求め、その指示に基づいて、その内容を記録して除染同意書案に記載する。
- ⑥ 建物所有の関係人には解体意向についての把握、り災証明(半壊以上)取得状況の確認を行うとともに、除染した建物はその後解体することができないことを関係人に説明し、説明した内容を記録として残す。

(2) 同意取得

以上の説明及び追加的な調査、測定等に基づき、関係人及び調査職員の了解を得て、除染同意書案(追加・修正された場合は追加・修正分も含む。)並びに添付された情報及び記録をまとめて除染同意書原本を作成し、調査職員の確認を得た上で、関係人に確認及び署名・捺印を依頼する。

署名・捺印が得られた場合、除染同意書原本の写しを2部作成し、そのうち1部を関係人に渡す(なお、残りの1部は発注者に提出するものとする。)。また、除染同意書原本は発注者に提出する。

除染同意書原本の作成について、関係人からの署名・捺印が得られない場合は、調査職員の指示を仰ぎ、その指示に従う。

(3) 関係人と連絡が取れない場合の処理

ア 関係人の所在を特定することができなかつた場合など、関係人との連絡が取れない場合には、「放射性物質汚染対処特措法」第30条第4項の規定を適用するため、同法施行規則第39条に規定する官報掲載の案文を作成する。

イ 関係人が何らかの理由により現地説明に参加できない場合であって、電話その他の方法による説明では同意が得られない場合は、調査職員の指示を仰いだうえで、当該関係人のところへ赴いて、(1)及び(2)を実施する。

(4) 関係人等からの質疑等への対応

本業務に係る事項(除染に係る一般的な情報から、調査内容、個々の除染同意書案の内容までを含む)に係る関係人からの電話等で寄せられる質問等に対して応対できる体制を構築する。

質問等に対しては、環境省が示す手引き等に基づき、可能な範囲で回答するとともに、関係人からの質問をとりまとめ、調査職員に報告する。また、応対結果に基づいて、調査職員の指示のもと、(1)~(3)に掲げる措置のうち適切なものを実施する。

(5) 同意取得支援業務進捗管理表の作成・更新

(1)～(3) に示す業務の進捗を把握・管理するための同意取得支援業務進捗管理表を作成し、業務進捗に合わせて随時更新するとともに、定期的または調査職員の求めに応じて、その内容を報告する。

同管理表には、全体の進行管理のほか、関係人毎の進行管理、地理的なまとめ、行政的なまとめ毎に進捗等を把握できることが必要である。

あわせて、GIS(地理情報システム)による管理を行い、具体的な管理項目については、特記仕様書に記載の GIS 管理項目を必須とする。これ以外に管理する項目がある場合は、受注後に監督職員から通知する。

3.4 成果物

同意取得支援業務の成果物は次のとおりとする。

- (1) 報告書概要版
- (2) 報告書及び別添資料
- (3) 事前調査・同意取得支援に係る資料
 - ア 土地・建物平面図及び立面図
 - イ 除染同意書原本一式
 - ウ 除染同意書原本の写し一式
- (4) 報告書及び別添資料の電子データを格納した電子媒体

第4編 事後モニタリング業務

4.1 業務の目的

本編は、事後モニタリング業務に適用する。

本業務は、「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき行われた除染の効果が維持されているかを把握するために、除染作業実施後の放射線量を測定するものである。

4.2 管理技術者の資格

1. 受注者は、管理技術者として次のいずれかの要件を満たす者を配置しなければならない。
 - (1) 技術士
 - (2) 一級建築士
 - (3) 一級土木施工管理技士
 - (4) RCCM
 - (5) 第1種放射線取扱主任者
 - (6) 一級建築施工管理技士
2. 管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

4.3 業務の内容

1. 放射線モニタリング調査

放射線モニタリング調査は、調査区域内の公有地・私有地に立ち入って行うこととする。

ただし、私有地については、立ち入りに関する同意が得られている範囲で行うこととし、調査を行う際には、あらかじめ立ち入りに関する同意の取得状況を調査職員に確認したうえで行うものとする。

- (1) 事後モニタリングの実施時期や問い合わせ先等を記載した連絡文を作成し、調査職員の了解を得たうえで、別途提供する関係人の名簿に基づき、すべての関係人に連絡文を郵送等の方法により速やかに送付すること。
- (2) 調査区域の除染対象物ごとに、別途提供する除染直前・直後・事後モニタリング結果(測定点の緯度・経度情報等が含まれているもの)、各住宅地等の除染結果報告書、除染関係ガイドライン及び除染等工事共通仕様書第6章第1節「放射線測定」に従い、放射線モニタリング調査を行う地点(測定点)を決定すること。現地における測定点の特定は、測定点の緯度・経度情報に基づくが、住宅地等において緯度・経度情報と除染結果報告書の地点情報又は建物との位置関係が異なる場合は、地点情報を加味して位置の特定をすること。なお、緯度・経度情報に基づく測定点の位置誤差は、住宅地等で2m程度を目安とする。
- (3) 測定点を地図上に図示し、作業実施計画として作成し、調査職員の了解を得ること。
- (4) 測定点において、除染関係ガイドライン及び除染等工事共通仕様書第6章第1節「放射線測定」に従い、空間線量率(高さ1m及び高さ1cm、コリメータ無し)を測定し、その結果を記録すること。その際、関係人から立会希望があった場合は、電話等の方法で、放射線モニタリング調査の日時等について調整を行い、了解を得ること。なお、関係人に対しては、交通費、立会謝金等は支払わない。また、降雨や積雪など悪天候の際に測定を実施する場合は、事前に調査職員と協議すること。

- (5) 調査に当たっては、線量測定・管理に関するシステムを用いて情報の一元管理を行うこと。
- (6) 測定ごとに設計図書で定める情報を取得し、表形式の電子ファイル(Excel 又は CSV ファイル)で保管すること。なお、調査職員から指示があった場合、速やかに調査職員の指示する関係者に測定結果を提出すること。
- (7) 測定点については、緯度・経度で管理するとともに、今後も同一の測定点で比較可能な方法により放射線モニタリングができるよう、その測定位置と使用した測定器の情報を図面、写真等で記録すること。
- (8) 放射線モニタリング調査を適正に行うため、測定員に対する教育訓練を行うこと。作業前に教育訓練計画を作成し、調査職員の了解を得ること。

2. 測定結果報告書作成

住宅地等、農地及び森林等に係る権利を有する関係人(以下「報告対象関係人」という。)に対して、環境省が示す手引き等及び報告書の様式(測定点ごとの測定結果(Excel ファイル)及び測定点を示した図面を想定)に従い、測定結果報告書を報告対象関係人ごとに作成し、調査職員の了解を得ること。

3. 関係人への報告

報告対象関係人に対して、環境省が示す手引き等に従い、現場での対面による説明(以下「現地説明」という。)等、測定結果の報告に係る必要な措置を講じることとする。

- (1) 別途提供する関係人の名簿に基づき、報告対象関係人に測定結果報告書を郵送等の方法により速やかに送付すること。
- (2) 報告対象関係人から測定結果報告書について質問等があった場合に対応するとともに、現地説明の希望があった場合は、電話等の方法で、現地説明の日時等について調整を行い、了解を得ること。なお、報告対象関係人に対しては、交通費、立会謝金等は支払わない。
- (3) 報告対象関係人が、現地説明を希望する場合は、その旨を調査職員に報告した上で、当該報告対象関係人に対する現地説明を(4)アに従い行うこと。
- (4) 現地説明は以下のとおり行うこと。
 - ア 報告対象関係人に対する現地説明は、2名以上の者を一組として行うこととし、測定結果報告書を基に事後モニタリングの内容・結果について環境省が示す手引き等により十分な説明を行うこと。
 - イ 報告対象関係人に対して屋内(当該報告対象関係人が建物の占有者である場合に限る。)及び屋外における放射線量の測定を希望するかを質問し、測定依頼があった場合には、除染関係ガイドライン及び除染工事等共通仕様書第6章第1節放射線測定に従い、当該報告対象関係人が有する土地等の屋内外における空間線量率(高さ1m及び高さ1cm)の測定を行い、測定の結果を日時、場所、測定機器に関する情報、除染場所概略図と測定点を示した図とともに記録すること。なお測定点数は、屋内、屋外とも5点程度とする。
- (5) 現地説明等を実施後、速やかに、その結果を測定結果報告書及び放射線量の測定記録とともに調査職員に報告すること。

4. 関係人等からの質疑等への対応

本業務に係る事項(除染に係る一般的な情報から、調査内容、放射線モニタリング調査への立会希望、個々の測定結果報告書の内容までを含む)について、関係人等からの電話等で寄せられる立会

希望や質問等に対して土、日及び祝日を除く平日(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。)応対できる体制を構築すること。

4.4 成果物

事後モニタリング業務の成果物は次のとおりとする。

- (1) 報告書概要版
- (2) 報告書及び別添資料
- (3) 測定結果報告書一式(報告対象関係人への現地説明時の測定結果を含む)
- (4) 報告書、別添資料及び測定結果報告書一式の電子データを格納した電子媒体